

監 第 6 2 号
平成 26 年 2 月 21 日

請求人 様

京都市監査委員 大 西 均
同 久 保 勝 信
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 26 年 1 月 15 日に収受した地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、久我のもり図書館（以下「本件図書館」という。）主催の「朗読と音楽映像のファンタジー」（以下「本件イベント」という。）等に係る経費の支出について、本件図書館の館長（以下「館長」という。）の個人著作を本件図書館の事業とし、本件図書館の主権にしたのは、越権行為である等として、その返還を求めるものである。
- 2 請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 平成 25 年 6 月 1 日、館長は、「菜の花の里」なる絵本を自費出版した。
 - (2) 自費出版にもかかわらず、平成 25 年 12 月 23 日、本件図書館の主権で、本件イベントを久我の杜生涯学習プラザで行った。
 - (3) また、平成 25 年 12 月 7 日から同月 27 日までの間、本件図書館の主権で、「菜の花の里」絵本原画展（以下「本件原画展」という。）を本件図書館内に展示した。
 - (4) これらは、館長が地位を利用し、個人著作を本件図書館の事業とし、本件図書館の主権にしたのは、越権行為で許せない。
 - (5) 出版と同時に、本件図書館に、京都新聞の記事を大きく取り上げ、異常と思える宣伝を繰り返しており、館長の地位を利用した、行き過ぎた行為である。
 - (6) 本件イベント及び本件原画展を行う経費が本件図書館から支出されると

考え、館長にいくら使ったか聞いても答えず、そのひどい宣伝に使用した金額も公費から支出されることになり、地位を利用した越権行為、不法行為として、公費として使用した分を返却するのは当然と考えるに至った。

(7) 本件イベントの参加者は 80 人募集、参加者は 51 人であり、久我、久我の杜及び羽束師の 3 地域の参加者は 31 人にすぎず、地域住民の関心を呼んではおらず、成功とは程遠い結果であった。

3 本件請求は、本件イベント及び本件原画展に係る経費の支出（以下「本件支出」という。）をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為とするものと解される。

4 住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（以下「市長等」という。）を対象として行うものであるため、請求に当たっては、市長等を指定する必要があるが、本件請求では、本件支出は本件図書館から支出されると考えられているものの、京都市（以下「市」という。）の図書館を運営する市の委託先公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「財団」という。）との記載も見られる。また、本件請求に係る事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）によれば、財団の職員が京都市図書館での図書の貸出し等の業務に従事するとされている。以上から、本件請求に係る請求書及び事実証明書の全趣旨を客観的に見ても、本件支出の行為者は判然としない。

5 そこで、この点について、教育委員会事務局の職員に説明を求めた。当該説明によると、本件図書館を含む京都市図書館における生涯学習事業は、市からの委託に基づき財団が実施しており、本件イベント及び本件原画展は、京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等に関する委託契約書第 1 条第 1 項第 10 号の「図書館における読書推進事業に関すること。」に該当するものとして、本件図書館が企画し、財団の決定により実施されたものであり、本件支出の主体は財団であるとのことであった。

6 よって、本件支出は、市長等の行為ではなく、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為に該当しない。

7 以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。